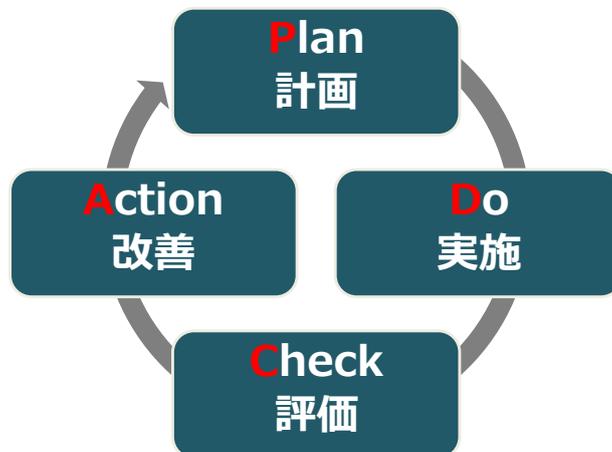


# 平成30年度 函館市地域包括支援センター 活動計画について

函館市保健福祉部  
地域包括ケア推進課

## 活動評価および活動計画作成の目的

PDCAサイクルを繰り返すことにより、事業の改善を繰り返し、事業の質の向上を図る。



## 活動評価および活動計画の様式

平成29年度のセンター活動を評価し、  
その評価に基づき  
平成30年度の活動計画を作成している

事業内容	平成29年度活動評価		平成30年度活動計画		
	実績	評価	事業目標	計画	評価指標
	活動評価および活動計画は、 以下「活動計画」と称す				

## 活動計画作成の流れ

- 1 センターが活動計画の第1稿を作成し、市へ提出
- 2 地域包括ケア推進課担当内で第1稿を確認し、  
センターへのヒアリング事項等を整理
- 3 各センターへヒアリングを実施
- 4 必要時センターが加筆および修正し、完成版を市へ提出

## 平成30年度 函館市地域包括支援センターの業務

### ① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
  - (ア) 総合相談支援業務
  - (イ) 権利擁護業務
  - (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - (エ) 地域ケア会議推進事業
- イ 生活支援体制整備事業
  - (ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

### ② 介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 一般介護予防事業
  - (ア) 地域介護予防活動支援事業

### ③ 任意事業

- ア 住宅改修支援事業

## 平成30年度 函館市地域包括支援センター運営方針

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、  
誰かが異変に気付いたら相談できる地域づくりを行う。

地域で高齢者を支える関係機関との連携強化

地域住民に対する認知症の正しい理解と  
地域の見守りについての普及啓発の強化

住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

これを踏まえ  
各業務の計画を  
考えています。



## 総合相談支援業務 ○地域包括支援ネットワーク構築

### こん中央（中央部第1） ※原文のまま抜粋

目 標	要援護高齢者の早期発見・介入にむけて、関係機関とつながり、連携体制の検討ができる。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会、老人クラブ等の行事への参加</li> <li>・在宅福祉委員会の事業への参加</li> <li>・民生児童委員協議会の定例会への参加 (中略)</li> <li>・認知症サポーター養成講座の開催 学校、住民自主サークル、民間企業（高齢者の見守りをしている、今後可能性がある）など</li> <li>・出前講座の開催 在宅福祉委員会や民生児童委員協議会の研修会等での開催</li> <li>・高齢者の利用拠点となる場所（スーパー、ドラッグストア、公衆浴場など）へアプローチし、センターの役割・機能について周知を図る。</li> </ul>

## 総合相談支援業務 ○住民に対する広報・啓発活動

### たかおか（東中央部第2） ※原文のまま抜粋

目 標	相談窓口としての機能や役割周知することで、地域住民が必要な時に相談する窓口を知ることができる。
計 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>①広報紙の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会長もしくは町会役員に配布し回覧を依頼する。</li> <li>・民生児童委員協議会定例会での配布の依頼。</li> <li>・各関係機関（市高齢福祉課・湯川支所・銭亀沢支所・地域密着型サービス事業所、駐在所、郵便局）への配布および設置依頼。</li> <li>・居宅介護支援事業所、施設、居宅サービス事業所への送付。</li> <li>・医療機関及び薬局、歯科医院への送付。</li> <li>・コンビニエンスストア等への配布。</li> </ul> </li> <li>②広報紙配布、設置場所の拡大の検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースでつながった社会資源への配布の検討。</li> </ul> </li> </ol> <p>(以下省略)</p>

## 権利擁護業務 ○センター内スキルアップ

### ゆのかわ（東央部第1）※原文のまま抜粋

目  
標

センター全体で権利擁護業務に関する知識や対応力の向上に努める事で、効果的な支援につながる事ができる。

計  
画

1. 毎日のミーティングを活用し、自分の意見は「自分で対応するとしたらこうする」という考えを述べることに努め、様々な視点からケース検討を行う。
2. 相談受付後、内容の聞き取り不足が明らかになった場合は、受付者自身が相談受付票にその内容を追記し、不足があったことを記録に残す事で、対応力向上を図る。

(中略)

5. 権利擁護業務に関する講師等について、積極的に受託していく。

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

### 全センター合同 ※例としてよこびの計画を原文のまま抜粋

目  
標

役割や制度理解・他職種連携、横のネットワークを構築することにより対象者支援に活用・スキルアップを図る。

計  
画

合同ケアプラン研修（年2回 9月・11月）

- ・10包括の連携強化・平準化を目指し、研修会を実施する。
- ・参加者のニーズを把握し、研修会内容に反映。
- ・参加者が包括や地域との連携強化を意識し、実践できる。

9月：社会資源（道教育大・函館市地域包括ケア推進課）

- \* ケアマネの地域での役割理解を法的根拠のもとに学び、地域活動や社会資源の活用について考える。

11月：ケアプランの基礎

## 地域ケア会議推進事業

### ○地域課題の検討を行う地域ケア会議

#### 神山（北東部第3）※原文のまま抜粋

目 標	多世代で地域の課題を共有し、協働しながら安心して暮らせるまちづくりに資する仕組みや活動につなげる。
計 画	<p>1) 南本通町会圏域 南本通小学校のコミュニティスクール（準備中）と協働し、地域の子世代、親世代、高齢者等がお互いに見守りながら、安心して生活できる環境となるよう、様々な会議や活動を通して検討する。</p> <p>①多世代の交流（6月・7月予定） 多世代での七夕の笹飾りや地域マップを作成し交流を図る。</p> <p>②仕組みづくりの検討（8月予定） 七夕での交流を機に、お互いが見守りながら安心して暮らせる地域づくりのための仕組みを検討する。</p>

ご意見よろしく申し上げます

### 総合相談支援業務の目標

支援が必要な高齢者が、早期に支援を受けることができる

= 総合相談の件数が増える

- 誰にどのように周知すると、より効果的でしょうか？
- どのような関係機関と連携すると、より効果的でしょうか？